

マイナンバーカードを健康保険証としてご利用頂けます

[オンライン資格確認]



今まで通り、健康保険証による保険証確認もご利用頂けます

東名厚木病院では、令和4年10月1日より「マイナンバーカードによるオンライン資格確認システム」の運用を開始しております。今まで通りの保険証でもご利用は可能ですが、お持ちのマイナンバーカードもご利用が可能です。

ご注意

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、顔認証による本人確認が必要となります。
※暗証番号での認証も可能



マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、事前設定が必要となります。
詳しくはマイナポータルを確認ください。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

令和3年3月より、マイナンバーカードが**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT 1 より高い医療が可能な！
これまで高額療養費でも、東名厚木病院が医療費を多く支払うことで、高額療養費が支払われます。より適切な医療が受けやすくなります。
- POINT 2 手続きなしで患者様以上の一時的な支払が不要に！
医療機関での診察時、高額療養費の支払いが不要になります。

このステッカーが目印！

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは **マイナポータル**

こちらのポスターが目印です

社会医療法人社団 三思会
東名厚木病院